【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして総理府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして総理府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　削除）

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】 （改正なし）

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の五**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の四**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成4年7月15日 省令第58号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の四**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣等に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の四**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（訂正発行登録書の提出事由等）

**第十四条の四**　提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一　記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。

二　記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。

三　記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。

２　法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した訂正発行登録書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

一　発行登録書において参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出された場合　当該書類を参照すべき旨

二　前項各号に掲げる事情が生じた場合　当該事情

三　当該発行登録者が発行登録書及びその添付書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めた場合　当該訂正を必要とする事項

３　法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　発行予定額の増額

二　発行予定期間の変更

三　有価証券の種類の変更

（改正前）

（新設）